

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：34428

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530268

研究課題名(和文) クリエイティブ産業と著作権に関する研究 産業組織と契約に着目して

研究課題名(英文) Copyright and creative industries: From the point of view of industrial organization and contract

研究代表者

後藤 和子 (Goto, Kazuko)

摂南大学・経済学部・教授

研究者番号：00302505

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：クリエイティブ産業と著作権に関する研究は、主に音楽産業を対象として、違法コピー(ファイル・シェアリング)の影響分析が行われてきた。

本研究は、これらとは異なり、従来の研究で無視されてきた著作権と契約の問題に光をあてた。クリエイティブ産業は創造と単調な労働との契約による結合である。かつて、日本では、アニメーション制作会社とテレビ局の間の著作権の帰属と収益配分に関して、公正取引委員会が調査を行ったこともある。本研究は、こうした日本の現状と海外の研究を踏まえたもので、その成果は、国際学会での発表や、単著『クリエイティブ産業の経済学：契約・著作権・税制のインセンティブ設計』(有斐閣)に公表された。

研究成果の概要(英文)：Many researches in copyright and creative industries have focused on the analysis of unlawful copying (file sharing), especially in music industry. However, Contract of copyright has been largely ignored. This research project focuses on the contract of copyright in creative industries. The creative industry is organized by the contract between artists (creative activity) and humdrum partners. Once the fair trade commission in Japan examined the contract of copyright between animation studio and TV broadcast company and the distribution of income from copyright. The commission pointed out several problems relate to ownership of copyright and distribution of income from copyright. This project takes into account these practical problems and the academic research in abroad. The results of this project was presented at the international conference on cultural economics and published in Goto, K. (2013) Economics of creative industries: Contract, copyright and tax incentives, Yuhikaku.

研究分野：応用経済学

キーワード：クリエイティブ産業 著作権の経済学 契約 インセンティブ 産業組織

1. 研究開始当初の背景

近年、クリエイティブ産業に関する国際的関心が高まっている。クリエイティブ産業は、個人の創造性やスキル、才能を基に、知的財産権の生成と開発を通して、富と雇用を創出する産業であるため、知的財産権、とりわけ著作権の研究が欠かせない。

クリエイティブ産業と著作権に関する経済学的研究は、海外では、違法コピーが音楽産業に与える影響分析を中心として行われてきたが、日本では、まだあまり行われていない。法律家や法学の立場からの著作権研究は存在しても、経済学的視点から、文化産業やクリエイティブ産業を対象とした研究は、未開拓の研究分野である。そのため、本課題の研究は、日本の研究の空白を埋める意義があるとともに、知的財産権や著作権政策のあり方に対して示唆するものが大きいと思われる。

本研究の遂行者は、従来からクリエイティブ産業と都市に関する研究や、文化分野の税制インセンティブに関する研究を行っており、本研究は、それらを踏まえて、著作権の経済分析に関する新たな視点を見出すことを目指すものである。

2. 研究の目的

本研究は、日本では未開拓の「クリエイティブ産業と著作権」に関する経済学的視点からの研究である。そのため、以下のことを目的とする。

- (1) 海外のクリエイティブ産業と著作権に関する経済学的視点からの研究状況及び、そこで得られた知見を明らかにする。
- (2) 日本のクリエイティブ産業と著作権をめぐる論点を明らかにするとともに、クリエイティブ産業やその振興政策の現状と課題を明らかにする。
- (3) 海外との比較等を通して、日本のクリエイティブ産業の政策課題を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、クリエイティブ産業の産業組織に着目する。クリエイティブ産業は、創造的な労働と、単調な労働との契約による結合である。例えば、画家は画廊と契約を結び、作曲家や作詞家は音楽出版社やレコード会社と契約を結ぶ。そして、その契約の中には、著作権に関する契約や、収益配分に関するものが含まれる。

映画製作やアニメーション製作においても同様である。そこには、作品を制作する小さな制作会社と、制作された作品を流通させる興行会社やテレビ局等がある。大まかに言えば、制作側は小さな企業であることが多く、

流通側は資金力のある大きな企業ないし寡占企業であることが多いのが現状である。そして、著作権に関して、資金力がありリスクを取ることができる流通側が所有することが多い。そして、作品がヒットしたとしても、制作側には十分な収益配分がないことさえある。

本研究は、こうした現状に鑑み、クリエイティブ産業の産業組織と契約に着目して、著作権問題を明らかにすることを目指した。具体的には、以下の通りである。

- (1) 海外におけるクリエイティブ産業と著作権に関する研究動向を把握し、この分野の専門家の知見を踏まえて、論点と研究の視点を明らかにする。
- (2) クリエイティブ産業の産業組織と契約の現状と問題点を明らかにする。
- (3) 著作権をめぐる契約と収益配分の問題点を明らかにし、クリエイティブ産業政策への示唆を得る。
- (4) 今後のクリエイティブ産業研究の広がりを展望する。

4. 研究成果

本研究の成果は、2012年に京都で開催された国際文化経済学会で、Copyright and Contract: From the supply side point of view を発表したこと、その後、従来の研究と合わせて、単著『クリエイティブ産業の経済学：契約・著作権・税制のインセンティブ設計』（有斐閣）を刊行したこと、今後、クリエイティブ産業研究を広げ発展させるための有益な手がかりを得たこと等である。

なお、本研究は、オランダ・エラスムス大学の C.Handke 准教授や、R.Towse 名誉教授、A.Klamer 教授との緊密な連携の下に、専門的知見の提供を受けながら遂行された。

また、社会的には、2014年と2015年にわたる内閣官房知的財産戦略本部で決定された知的財産政策ビジョンの「検証・評価・企画委員会」委員、東京都芸術文化評議会「都市文化政策部会」委員、京都府「京都文化フェア呼びかけに基づく推進委員会 ワーキング会議委員等を務め、研究成果の一部を社会的に活用することができた。

以下、研究成果の内容に踏み込んで詳しく説明する。

- (1) クリエイティブ産業と著作権に関する経済分析

クリエイティブ産業をめぐる海外の代表的な研究としては、1999年に刊行されたシャピロ=バリアンの『ネットワーク経済の法則』、2000年に刊行された R.ケイプズの *Creative industries*、そして2001年に刊行

された D.スロスピーの『文化経済学入門』等がある。また、2002 年には、G.ドイルの *Understanding Media economics* や *Media ownership* が刊行されるなど、2000 年前後に、クリエイティブ産業や文化産業に関わる重要な文献の出版が相次いだ。

シャピロ=バリアンが、情報財の市場に着目したのに対して、ケイブズは、クリエイティブ産業の産業組織と契約に着目し、クリエイティブ産業を、アーティストのような創造的な人々と、単調なパートナーとの契約による結合であると定義する。この定義により、例えば、映画製作における制作と流通との関係を、契約理論を用いて明らかにするという理論枠組みが示唆される。著作権の契約に着目するという本研究の発想も、こうした産業組織理論に基づくものである。

クリエイティブ産業と著作権に関する研究としては、R. タウスや、S.リーポウィッツの研究がある。タウスは、アーティストの労働市場と著作権収入の関係等を分析し、早い時期から文化経済学における著作権研究の重要性を主張してきた。リーポウィッツは、音楽産業における違法コピー（ファイル・シェアリング）等の実証分析を通じて、インターネット技術の発展が音楽産業に及ぼす影響分析を行った。

最近では、音楽のみでなくクリエイティブ産業の全分野を対象に、2003 年~2013 年の違法なファイル・シェアリングをめぐる研究を包括的にサーベイした研究が、S. J. Watson らによって行われた。それによれば、違法なファイル・シェアリングが社会全体の厚生にとって良いか悪いかは、未だに結論を得ない問題であるという。更に、違法なファイル・シェアリングに関する研究のほとんどは、音楽に関するものなので、その結論を他の産業にも敷衍し、政策の影響や望ましい政策について論じることはできないという。他には、C.ハンドゥックが、音楽の違法コピーは音楽産業のイノベーションにどのような影響を与えるのか等、興味深い問題提起を行っている。

著作権に関する経済学的視点からの分析は、以下のような論理で行われてきた。著作権は、著作者の人格を尊重する人格権としての側面とともに、創作者に一定期間の専有を認めることによって、創作者の経済的利益を保護する性格を持っている。言い換えれば、創作へのインセンティブになると考えられている。他方、著作権は、創作物の消費者や、新たな創造のために創作物を参照する際のコストになるとともに、著作権保護を運用するための行政コストも必要となる。そのため、著作権が果たして、社会全体の厚生を高めるのかどうか、費用便益分析によって明らかにしようとする試みが行われてきた。これを厚生経済学的アプローチと呼ぶ。

それに対して、R.コースを嚆矢とする財産

権アプローチによって、最適な著作権制度を求めようとする「法と経済学」に基づく研究もある。創造を最大化する著作権の肯定的インセンティブと否定的インセンティブの最適解は、追加的著作権保護の限界費用と、追加的著作権保護が創作者に与える限界的インセンティブが等しい点であるが、現実になんぞそれを求めるのは難しい。

ハンドゥックは、従来の著作権に関する研究が、著作権者の収入に焦点を合わせていたと批判し、イノベーションや創造される作品の数を分析すべきだと主張する。通説では、違法コピーは、著作者の収入を減少させるため、創造的な作品の供給にマイナスの影響があると考えられてきた。ところが、ハンドゥックによれば、ドイツの音楽市場を分析した結果、1998 年以降、違法コピーによって創造的な作品の供給が減少した証拠はないこと、むしろ技術革新によって、小さな独立企業による作品供給が増えたことが明らかになったという。ハンドゥックは、このことを著作権の創造的破壊と呼ぶ。

（２） 産業組織と契約に着目する

上記のように、クリエイティブ産業における著作権研究は、厚生経済学や法と経済学の視点からの研究に加え、アーティストの労働市場の特性を踏まえた著作権の収益配分や、違法コピーがクリエイティブ産業に及ぼす影響分析等を中心に行われてきた。

一方、クリエイティブ産業を担う創造組織と流通組織の間の著作権の収益配分が契約によって決められているにも関わらず、著作権契約に関してはほとんど研究が行われてこなかった。日本では、内藤篤が『エンタテインメント契約法』（商事法務 2004 年）において、契約に着目した主張をしているが、それは、リスクマネーを提供するプロデューサーが著作権収益を得るのが当然であるという主張であり、創造側の弱小性が十分に考慮されているとはいえない。

本研究は、この点に着目し、流通組織が寡占状態となりやすい現状（例えば、世界のレコード産業は、4 つの企業の寡占になっている）を踏まえ、流通組織への過度な権利とパワーの集中、それによる収益配分が、創造のインセンティブを減じ、結果として効率性を損なう可能性を指摘した。こうした指摘は、不完備契約理論に基づくものである。

こうした考察は、Copyright and contract: From the supply side point of view という論文にまとめられ、2012 年に開催された国際文化経済学会で発表された。

（３） 本研究から発展した今後の課題と展望

本研究から発展した今後の研究には、以下のようなものがある。

電子書籍の研究

電子書籍に関しては、出版産業におけるデジタル経済の問題として、その現状と課題について共同論文を発表した。

デジタル文化資源ネットワークと孤児著作物に関する研究

デジタル文化資源に関しては、シンガポールの研究者と共同研究を行い、2014年に開催された国際文化政策学会において、共同論文「Public digital libraries and cultural policy: A case study of Singapore memory project」を発表するとともに、国内学会誌にも単独論文を発表した。

孤児著作物は、近年の重要な政策課題である。孤児著作物をめぐる国際動向を分析した論文として、玉井克哉(2015)「行政処分と事務管理 孤児著作物問題の二つの解決策」や、鈴木雄一(2015)「孤児著作物問題の経血策としての拡大集中許諾 米国著作権局の最近の提案をめぐって」が、KDDI総研編(2015)Nextcom Vol21に掲載されている。

クラフトに関する国際比較研究

デザインや工芸を知的財産の観点からどのように振興するのも、まだ十分に研究されていない分野である。近年、ヨーロッパ等において、クラフトへの関心が高まり、都市ブランディングの一環として、その都市在住のデザイナーや工芸家の作品を展示・販売するショップの集積等も行われている。

本研究の発展として、オランダ、イタリア、ドイツ、中国、インド、日本のクラフト産業の国際比較に関する共同研究にも着手することができた。その途中経過は、2014年の国際文化経済学会で、An economic analysis of craftとして共同発表された。

<引用文献>

Shapiro, C., and Varian, H.R.(1999), *Information rules : A strategic guide to the network economy*, Harvard business school press(千本倅生監訳・宮本喜一訳(1999)『ネットワーク経済の法則』株式会社IDGジャパン
Caves, R.E.(2000), *Creative industries: Contract between art and commerce*, Harvard university press
Doyle, G.(2002)*Understanding media economics*, SAGE publications
Doyle, G.(2002) *Media ownership*, SAGE publications
Towse, R.(2001), *Creativity, incentive and reward*, Edward Elgar
Liebowitz, S. (2012) (The internet's upending of cultural industries: The

good, the bad, and the ugly, 『文化経済学』第9巻第2号¹

Watson, S.J., Zizzo, J.D. and Fleming, P., Determinants and Welfare Implications of Unlawful File Sharing: A Scoping Review, CREA Te Working Paper 2014/05, April 2014
Handke, C. (2010) The creative destruction of copyright, innovation in the record industry and digital copying
Landes, W.M. and Posner, R.A.(1989), 'An economic analysis of copyright law', *Journal of Legal Studies* 18(2), pp325-363

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 8 件)

後藤和子 世界の創造的都市とその評価指標 都市計画 査読有 Vol.64 No.1 2015、pp.48-53

後藤和子 グローバル化の中の東京と地方都市：クリエイティブ産業の視点から 地域経済学研究 査読有 第28号 2014、pp.26-32

後藤和子 文化情報資源政策の確立に向けて：国際競争と著作権の視点から 文化経済学 査読有 第11巻第1号、2014、pp.18-26

後藤和子 クリエイティブ産業の産業組織と政策課題：クールジャパンに求められる視点 日本政策金融公庫 査読有 第22号 2014、pp.57-70

Kazuko Goto Copyright and contract: From the supply side of point of view, Paper presented at 17th biennale conference of the association for cultural economics international, Kyoto, 2012, pp.1-12

後藤和子他3名 電子書籍の文化経済学 文化経済学 査読有 第9巻第1号、2012、pp.43-55

後藤和子 グローバル情報経済と地域経済学：文化経済学の視点から 地域経済学研究、招待論文、第23号、2012、pp.3-12

後藤和子 文化政策研究と文化経済学 - 著作権、産業組織、文化多様性 分家再作研究 招待論文、第5号 2011、pp.13-27

[学会発表](計10件)

Kazuko Goto and Mignosa, A., An economic analysis of craft, 18th biennale conference of the association for cultural economics international, June 25 2014, Montreal Canada
Kazuko Goto and Cho, M., Public digital

libraries and cultural policy: A case study of Singapore memory project, International conference on cultural policy research, Sep.10, 2014, Hildesheim, Germany

後藤和子・柳与志夫 文化情報資源の創造と活用をめぐる政策の現状と課題：知的財産としての文化情報資源 文化経済学会<日本>大会 2013年6月29日～30日 東京大学(東京都・文京区)

後藤和子 グローバル化の中の東京都地方都市：クリエイティブ産業の視点から日本地域経済学会(招待講演) 2013年12月1日 駒澤大学(東京都・世田谷区)

Kazuko Goto Copyright and contract: from the supply side point of view 17th biennale conference of the association for cultural economics international, June 21～24 2012, Doshisha university(京都府・京都市)

Kazuko Goto Craft and creativity in Japan at special session on intangible cultural heritage and Asian perspective, 17th biennale conference of the association for cultural economics international, June 21～24 2012, Doshisha university(京都府・京都市)

後藤和子 グローバル情報経済といい気 経済学 日本地域経済学会関東支部(招待講演) 2012年8月5日 駒澤大学(東京都・世田谷区)

Kazuko Goto Creative economy and cities, 2012 international symposium on cultural heritage and cultural city in Taiwan(invited) Oct.13 Tainan city, Taiwan

後藤和子他3名 電子書籍の文化経済学 - 日本の現状と課題 文化経済学会<日本>大会 2011年7月2日 名古屋大学(愛知県・名古屋市)

後藤和子ほか2名 学会創設20周年記念基調対談「グローバル時代の文化経済」 文化経済学会<日本>シンポジウム(招待講演) 2011年11月25日 青山学院大学(東京都・渋谷区)

〔図書〕(計 6 件)

D.スロスビー著/後藤和子・阪本崇監訳 ミネルヴァ書房 文化政策の経済学 2014、303

後藤和子 有斐閣 クリエイティブ産業の経済学：契約・著作権・税制のインセンティブ設計 2013、262

Kazuko Goto, Rizzo, I. and Mignosa, A., eds., Edward Elgar, Handbook on the economics of cultural heritage, 2013, 640 (567-585)

後藤和子(植田和弘 重森暁編) 有斐閣 創造的まちづくりと地方財政(Basic

地方財政論) 2013、318

Kazuko Goto Daniels, P.W., Ho, K.C. and Hutton, T.A., eds. Routledge, New economic spaces in Asian cities: From industrial restructuring to the cultural turn, 2012, 320

後藤和子ほか 市民公益税制の検討 法律文化社、2011、137

〔その他〕

ホームページ等

摂南大学研究シーズ集

<http://www.setsunan.ac.jp/kenkyu/shien/seeds.html>

摂南大学の様々な研究について、産官学連携のシーズとなる研究を掲載している。本研究もその1つとして掲載されている。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

後藤 和子 (Goto Kazuko)

摂南大学・経済学部・教授

研究者番号：00302505